

## 事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の 法的性質に関する一考察： 近時の下級審裁判例を素材として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2023-11-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金, 安妮 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000122">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000122</a>

# 事業者間のファクタリング取引における 債権譲渡の法的性質に関する一考察

——近時の下級審裁判例を素材として——

金 安 妮

## 一、はじめに

### (一)、ファクタリング取引とは

ファクタリング取引とは、ファクター、クライアントおよびカスタマーの三者間において行われる取引である。ファクターは、ファクタリングを業務として提供する者であるのに対して、クライアントは、ファクターとの間でファクタリング契約を締結し、自らの債権をファクターに対して譲渡する者であり、カスタマーは、譲渡対象となるクライアントの債権の債務者である<sup>1</sup>。

ファクタリング取引には、さまざまな種類があり、ファクターがクライアントに対して償還請求権を有するか否か、譲渡債権の支払期日よりも前にファクターからクライアントに対価が支払われるか否か、クライアントからファクターへの債権譲渡に関してカスタマーへの債権譲渡通知を行うか否かなどの観点から分類することができる<sup>2</sup>。数あるファクタリング取引の代表例の一つとしては、「債権買取型ファクタリング」が挙げられる<sup>3</sup>。

---

1 田邊光政『ファクタリングの基礎知識〔改訂第2版〕』（商事法務、1983年）1頁参照。

2 田邊・前掲注(1)43頁以下、佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」金融法務事情2146号(2020年)35頁以下参照。

3 藤澤尚江「中小企業金融としてのファクタリング取引(上)」阪大法学54巻1号(2004年)247頁以下、とりわけ249頁は、通常ファクタリングとして認識されているのは、売掛債権買

債権買取型ファクタリングとは、売掛債権等の債権を保有するクライアントが、当該債権の支払期日が到来する前に、ファクターに対して当該債権を譲渡し、その対価として、当該債権の債権額から割引料や手数料等を差し引いた金額を受け取ることを主たる内容とする取引である<sup>4・5</sup>。クライアントは、債権買取型ファクタリングを活用することによって、譲渡債権の支払期日より前に当該債権を現金化することができるため、当該取引は、クライアントにとって資金調達手段としての意義を有する<sup>6</sup>。

## (二)、債権買取型ファクタリングをめぐる問題の所在

本来であれば、債権買取型ファクタリングは、クライアントから売掛債権等を譲り受けたファクターが、カスタマーに対して当該債権の取立てを行うのが一般的である<sup>7</sup>。そのため、債権買取型ファクタリングの本質は、債権の真正譲渡であると考えられており、これを業として行う場合でも、貸金業法の適用を受けることはなく、また、割引料や手数料等による利益の取受が制限されることもない<sup>8</sup>。しかし、実際に行われている債権買取型

---

買取型ファクタリングであるが、日本では、売掛債権保証型ファクタリングが取引数の多くを占めている、と指摘している。これに対して、高尾知達「ファクタリング取引の輪郭」ビジネス法務 20 卷 11 号 (2020 年) 153 頁以下、とりわけ 153 頁は、近時では、事業者が利用者の売掛債権を買い取り、その代金を支払うことで資金提供を行う債権買取型取引の利用が拡大している、と指摘している。

- 4 村山由香里「『貸金業』の該当性に関する一考察」金融法務事情 1991 号 (2014 年) 68 頁以下、とりわけ 72 頁、藤澤・前掲注 (3) 250 頁以下、高尾・前掲注 (3) 153 頁参照。
- 5 藤澤・前掲注 (3) 251 頁によれば、ファクターは、クライアントに対して、①資金供与に加えて、②売掛債権の管理、回収、③取引先の信用調査、④信用危険の引受け等のサービスも提供している。
- 6 池田真朗「中小企業債権の流動化－民法的側面からの評価と課題」ジュリスト 1201 号 (2001 年) 38 頁以下、とりわけ 40 頁参照。
- 7 田邊・前掲注 (1) 2 頁、藤澤・前掲注 (3) 250 頁、村山・前掲注 (4) 72 頁参照。ただし、債権買取型ファクタリングであっても、ファクターがクライアントに対して償還請求権を有する場合には、カスタマーによる債務不履行が発生すると、ファクターがクライアントに対して償還請求権を行使し、クライアントがファクターに対して支払いを行うため、カスタマーに対する取立ては、クライアントが行うこととなる (田邊・前掲注 (1) 48 頁、藤澤・前掲注 (3) 251 頁参照)。

ファクタリング取引の中には、実質的には、金銭の貸付けを行っているにもかかわらず、貸金業法等の適用を回避するために、債権買取型ファクタリングを装ったものがあり、いわゆる「偽装ファクタリング」として問題視されている<sup>9</sup>。また、ファクターがクライアントから売掛債権等を債権額よりも安い金額で譲り受けた後に、クライアントが債権額と同じ金額で買い戻すことが予定されているなど、その実質が、債権の真正譲渡なのか、それとも譲渡債権を担保とする貸付けなのか、必ずしも判然としないものもある。

仮に、債権買取型ファクタリングにおける債権譲渡の実質が、譲渡債権を担保とする貸付けに該当するのであれば、ファクタリングを業務として提供するファクターは、貸金業法2条所定の「貸付け」を業として行っていることとなるため、原則として、貸金業法の適用を受けることとなる<sup>10</sup>。具体的には、第一に、同法3条1項の定めるところに従い、貸金業の登録を受けることが必要となる<sup>11</sup>。第二に、取引に際して、割引料や手数料等の利益を収受している場合において、当該利益が貸金業法12条の8第1項所定の利息<sup>12</sup>に該当するときは、利息制限法1条の定めるところに従い、同

---

8 高尾・前掲注(3)154頁参照。

9 実際に、金融庁「ファクタリングに関する注意喚起」(<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>) (最終閲覧日:2022年7月29日)は、貸金業の登録を受けることなく、ファクタリングを装って貸付けを行うヤミ金融業者が存在として注意を呼びかけている。

10 貸金業法2条1項本文によれば、原則として、「貸付け」を業として行うものは、「貸金業」に該当するが、同項ただし書によれば、①国又は地方公共団体が行うもの、②貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの、③物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの、④事業者がその従業者に対して行うもの、⑤資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものを行うものは、「貸金業」に該当しない。

11 貸金業法11条1項によれば、3条1項所定の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。また、同条2項によれば、①貸金業を営む旨の表示又は広告をすること、②貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすることも禁止されている。

12 貸金業法12条の8第1項における「利息」には、同条2項所定の「みなし利息」も含まれる。みなし利息の定義に関する規定としては、同項のほか、利息制限法3条、出資法5条の4第4項がある。

条所定の上限金利（貸付額に応じて年 15%～20%）を超過する部分は、無効となる。また、出資法 5 条 3 項の上限金利（年 109.5%～109.8%）を超える割合による利息の契約をしたときは、貸金業法 42 条 1 項により、貸付けの契約自体が無効となる<sup>13</sup>。

このように、債権買取型ファクタリングとして行われた取引が、貸金業法の適用を受けるか否か、特に、当該取引における利益の收受が利息制限法によって制限されるか否か、出資法の上限金利を超える利率で利益を收受している場合に取引自体が無効となるか否かは、当該取引における債権譲渡の実質が、債権の真正譲渡なのか、それとも譲渡債権を担保とする貸付けなのかによって、異なる結論が導かれることとなる。したがって、債権買取型ファクタリング取引については、当該取引における債権譲渡の実質をどのように判断すべきなのか、どのような基準ないし考慮要素に基づいて債権の真正譲渡と譲渡債権を担保とする貸付けを区別すべきなのかが問題となる。

### （三）、本稿の構成

近時の下級審裁判例において、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質が争われたものとしては、主に、①大阪地判平成 29 年 3 月 3 日判タ 1439 号 179 頁、②東京地判令和 2 年 9 月 18 日金法 2176 号 68 頁、③旭川地判令和 3 年 10 月 1 日（LEX/DB 文献番号 25591082）が挙げられる。このうち、裁判例①は、当事者間におけるファクタリング取引について、「本件取引は、金銭消費貸借契約に準じるものというべきであるから、利息制限法 1 条の類推適用を受けるものと解するのが相当である」と判示し、ファクターに対して、利息制限法所定の制限利率による利息を上回る金額の返還を命じた事例である。また、裁判例③は、ファクタリング取引

---

13 ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質と金融規制法との関係については、佐野・前掲注 (2) 40 頁参照。

における債権譲渡について、「直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」が、「事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価される」と判示したうえで、ファクターに対して出資法5条3項所定の上限利率による利息を大きく超える利益をもたらすこととなった一部の債権譲渡については、「貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額な利益を得る手段として締結されたものと評価すべきであるから、公序良俗に反し、無効である」として、その効力を否定した事例である。これに対して、裁判例②は、ファクターとクライアントとの間におけるファクタリング取引について、「担保目的でなされたものと認めることはできない」ため、「出資法及び貸金業法が適用される契約であるということはいえないし、その余に公序良俗違反と認めるに足りる的確な証拠はない」と判示し、金銭消費貸借の該当性を否定した事例である。

以下、本稿では、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質が争われた近時の下級審裁判例を整理し（二～四）、これらの裁判例の相違点を明らかにすることで、近時の下級審裁判例の動向を分析する（五）。そして、近時の下級審裁判例の動向と学説の見解を踏まえて、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質をめぐる判断基準と残された課題について考察する（六）。

なお、ファクタリング取引の法的性質が争われた近時の下級審裁判例の中には、いわゆる「給与ファクタリング<sup>14</sup>」が問題となったものもある。給与ファクタリングとは、事業者間のファクタリング取引とは異なり、労働者の使用者に対する給与債権を債権譲渡の対象とするファクタリング取引である。具体的には、労働者が、自らの給与債権をファクタリング業者に譲渡し、使用者から給与の支払いを受けた後に、ファクタリング業者に譲り渡した給与債権の買戻しの名目で、ファクタリング業者に給与債権の額

---

14 以下における給与ファクタリングの取引形態や特徴等に関する記述は、主に、東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁の掲載誌の囲み解説を参照した。

面額を支払う、というものである。給与債権の譲渡に際して、ファクタリング業者から労働者に対して支払われる給与債権の買取金額は、労働者からファクタリング業者に対して支払われる額面額よりも相当低く抑えられており、ファクタリング業者が受け取った利益（債権買取金額と額面額の差額）を金利換算すると、年利数百%～千数百%<sup>15</sup>となる。そのため、給与ファクタリングについても、貸金業法等による金利規制を受けるか、言い換えれば、その法的性質を債権譲渡と解するべきか、それとも貸付けと解するべきかが問題視されていた。

ただし、給与ファクタリングは、売掛債権をはじめとする種々の債権を対象とする事業者間のファクタリングとは異なり、その名のとおり、もっぱら給与債権を債権譲渡の対象とするファクタリング取引である。債権譲渡の対象となる給与債権について、労働基準法24条1項本文は、直接払いの原則を定めており、判例（最判昭和43年3月12日民集22巻3号562頁）もまた、同項の趣旨に鑑みて、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合でも、「使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない」との解釈を示している。そのため、給与債権を譲り受けたファクタリング業者は、当該債権の回収を図るにあたって、当該債権の債務者である使用者に対して、直接その支払いを求めることはできず、使用者から賃金を受けた労働者に対して、その支払いを求めなければならない。そこで、令和2年には、金融庁が、このような給与ファクタリングの特殊性に鑑みて、その法的性質について、「賃金債権の譲受人か

---

15 金融庁・前掲注(9)は、給与ファクタリングについて、「貸金業登録を受けていないヤミ金融業者により、年率換算すると数百～千数百%になる手数料を支払わされたり、大声での恫喝や勤務先への連絡といった私生活の平穏を害するような悪質な取立ての被害を受けたりする危険性があります。また、高額な手数料を支払ってしまうと、本来受け取る賃金よりも少ない金額の金銭しか受け取れなくなるため、経済的生活がかえって悪化し、生活が破綻するおそれがあります。ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください。」との注意喚起を行っている。

ら労働者への金銭の交付だけでなく、貸金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有している」との見解を示している<sup>16</sup>。また、近時の下級審裁判例においても、給与ファクタリングについては、貸金業法上の貸金業を営む者が行う貸付けに該当する、との解釈が示されている<sup>17</sup>。以上のことから、給与ファクタリングは、直接払いの原則が適用される給与債権のみが譲渡対象となる点で特殊性を有するものであり、その法的性質についても、実質的に貸付けに該当するとの解釈がある程度確立していると考えられる。したがって、本稿では、事業者間のファクタリング取引にのみ焦点を当て、当該取引における債権譲渡の法的性質について論じることとする。

## 二、裁判例①－事業者間におけるファクタリング取引が金銭消費貸借に準じるものであるとされた事例（大阪地判平成29年3月3日判タ1439号179頁）<sup>18</sup>

### （一）、事案の概要

本件のうち本訴は、運送業等を目的とする会社である原告Xが、ファクタリング業等を目的とする会社であるYに対してした集合債権（以下「本件債権」という。）の譲渡は、実質的には譲渡担保であり、XY間の取引は、金銭消費貸借契約に基づくものであったため、XY間の取引により過払金（約

---

16 金融庁監督局総務課金融会社室長「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」（令和2年3月5日）（<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>）。

17 東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁、東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁。

18 本判決の評釈として、松岡久和「判批」現代民事判例研究会編『民事判例15〔2017年前期〕』（日本評論社、2017年）94頁以下がある。



492 万円) が生じていると主張して、Y に対し、不当利得の返還を求めたものである。これに対して、反訴は、Y が、本件債権の譲渡は売買であると主張して、X に対し、X が代理受領権限に基づいて取り立てた金員 (約 313 万円) の引渡しを求めたものである。

## (二)、事実関係

### 1、当事者の属性

前記 (一) のとおり、原告 X は、運送業等を目的とする会社である。また、被告 Y は、ファクタリング業等を目的とする会社であるが、X との取引を行う際には、貸金業の登録は受けていなかった。

### 2、XY 間における取引の経緯および詳細

- (1) 平成 25 年 9 月の初旬頃、X の代表者は、資金繰りに窮したため、ファクタリングという金策手段があると聞いて、Y の開設したインターネット上のホームページを見たうえで、Y 本店において説明を受けた。その際、「60 万円を受領する代わりに、所定の期限には 100 万円を支払わなければならない」ことを知って、一旦は断ったが、再考した結果、Y との取引を開始した。
- (2) XY 間における取引は、X の有する運送料債権等を Y が買い取り、後日、X が Y から当該債権を買い戻すことを内容とするものであり、X と Y は、平成 25 年 9 月から平成 26 年 10 月にかけて、ほぼ毎月のように反復して買い取りと買い戻しをすることで、18 回にわたって金員の授受を行っていた (以下、「本件取引」という)。
- (3) X は、Y との間で、本件取引開始に際して、本件債権の一部 (以下、「本件債権①」という) を対象として債権譲渡する旨合意し、債権譲渡登記手続をした。また、本件取引の途中で、本件債権のうち、本件債権

①以外の債権（以下、「本件債権②」という。）を対象として債権譲渡をする旨合意し、そのうち、債権の種類を運送料債権とするものについて債権譲渡登記手続をした。なお、Xは、本件債権についての譲渡通知を作成してYに預託していたものの、Xは、Yから当該債権についての代理受領権限を授与されていた。そのため、取引先である各債務者から従前どおり支払いを受けて、Yへの支払いその他の資金繰りに当てていた。

- (4) 本件取引において、債権の売買代金は決められるものの、平成26年6月までは、YがXに実際に支払う売買代金額はその一部だけで、残額は、Yが債権全額の弁済を受けることを条件として支払われることになっていた。ただし、代金全額を支払うことはほぼ想定されておらず、本件取引の途中からは、譲渡された債権のうち破産等で回収不能となったものがあれば、さらに代金全額から減額することもできるとされた。なお、同年7月以降は、そもそも弁済期で特定した本件債権の一部（一定の金額分）だけが譲渡の対象とされるようになった。また、支払うとされた売買代金額から、さらに調査料等が差し引かれることもあった。そのため、Xが受け取る売買代金額よりも、XがYに支払うべき買戻代金額のほうが高額であり、その差額は、受け取った売買代金額を元本として利息制限法所定の制限利率により算定された利息額を上回るものであった。

### (三)、裁判所の判断（本訴一部認容、反訴請求棄却）

#### 1、本件取引の法的性質について

Xは、本件取引の法的性質について、本件取引は金員の貸付けに該当するため、金銭消費貸借契約に基づくものであり、XY間における本件債権の譲渡は、当該金銭消費貸借契約によるXの債務を担保する目的でされたも

のにすぎない、と主張した。これに対して、Y は、XY 間における本件取引は、本件債権の売買およびその買戻しであると主張した。この点について、本判決は、以下のように判示し、本件取引は金銭消費貸借契約に準じるものであると認定した。

「①金銭消費貸借契約であれば、貸主は、利息制限法所定の制限利率の限度でしか利息を収受することができず、債権の売買契約ということでこれを上回る利益を上げることが正当化されるとすれば、買主が、売買対象の債権につきある程度回収のリスクを負うなど、相応の理由があつてしかるべきであるが、……Y は、債権回収のリスクをほとんど負っていない。②また、Y が上げた利益は、専ら X との間で繰り返し授受された金員の差額によるものであり、債権を売買の対象としたとはいえ、その代金を一部しか支払わないで済むとか、債権のうち一定の金額分のみをあえて売買の対象とするなど、債権の額面とは無関係に金員の授受がなされていた。③加えて、X が買戻しを行わなかった場合には、譲渡債権の全額が回収できたときに初めて債権譲渡代金全額の支払を受けるとか、債権の一定金額分みの譲渡のために各債務者に債権譲渡通知が發送されてしまうとといった不利益を受けるから、本件取引において X は、買戻しを行わざるを得ない立場にあつたものといえる。そうすると、本件取引では、金銭消費貸借契約の要素たる返還合意があつたものと同視することができる。」（下線および記号は、筆者による。）

「以上によれば、本件取引は、金銭消費貸借契約に準じるものというべきであるから、利息制限法 1 条の類推適用を受けるものと解するのが相当である。したがって、Y の X に対する売買代金等の支払を貸付けと捉え、X の Y に対する買戻代金の支払を貸付けに対する弁済と捉えて、同条所定の制限利率を超えて支払われた部分を元本に充当して計算した結果、過払金が発生した場合には、不当利得としてその返還を求めることができるというべきである。」（下線および記号は、筆者による。）

## 2、本件取引が公序良俗に反するか否かについて

Xは、本件取引が実質的には、金銭消費貸借契約に基づくものであることを前提として、Yが貸金業の登録を受けていないことに加えて、平成26年10月31日の250万円の貸付けを例にとると、Yが利息制限法をはるかに超える年利300%超の高利を収受するものであったことを理由に、本件取引は、暴利行為であり、公序良俗違反により無効であると主張した。この点について、本判決は、以下のように判示し、Xの主張を排斥した。

「①X代表者は、運送業を営む会社の代表者であるが、平成25年9月初旬頃、資金繰りに窮し、ファクタリングという金策手段があると聞いて、Yの開設したインターネット上のホームページを見た上、Y本店で説明を受けたところ、60万円を受領する代わりに、所定の期限には100万円を支払わなければならないと知って一旦は断ったが、再考した結果、Yとの取引を開始したこと、②本件取引により、最終回にXがYから受領した金員を除いても、Yから受け取ったのが3049万円余であるのに対し、Yに支払ったのは3791万円であることが認められる。これらによれば、Y代表者が、X代表者の軽率さや取引についての経験の無さに乗じたとも認められないし、利息が著しく高利であったとも認められないから、利息制限法1条所定の制限利率の範囲内の部分を含め、本件取引全部が暴利行為であったとまではいえず、無効とも解されない。」（下線および記号は、筆者による。）

## 3、Yの不当利得額について

前記1のとおり、本判決は、XY間の取引について、金銭消費貸借契約に準じるものであり、利息制限法1条の類推適用を受けるため、XからYに対して支払われた買戻代金のうち、同条所定の制限利率を超える部分を元本（YからXに対して支払われた売買代金等）に充当して計算した結果、過払金が発生する場合には、Xは、不当利得としてその返還を求めることができる、と判示した。

Y の不当利得額の計算に先立ち、本判決は、①登記費用は、契約締結の費用であると解され、利息制限法 3 条ただし書は、契約締結のための費用は、利息とみなさない旨を定めているため、登記費用を直ちに利息とみなすことはできないこと、② Y がファクタリングを業とする者であり、Y の代表者が数年間にわたって貸金業者の従業員として稼働していたことなどに鑑みると、Y は、本件取引によって不当利得が生じたことについて悪意であったというべきであるから、過払金については、その発生時から法定利息が生じることを明らかにした。そのうえで、Y の不当利得額について、約 467 万円であると認定し、その返還等を命じた。

#### (四)、小括

本件は、運送業等を目的とする会社である X と、ファクタリング業等を目的とする会社である Y との間における運送料債権等を譲渡対象とするファクタリング取引について、主として、その法的性質および効力が争われた事案である。

前記 (三) 1 のとおり、本判決は、XY 間における本件取引の法的性質について、① Y が債権回収のリスクをほとんど負っていないこと、② 本件取引において Y が取得した利益は、もっぱら X との間で繰り返し授受された金員の差額によるものであり、その金員の授受は、債権の額面とは無関係に行われていたこと、③ X が譲渡債権の買戻しを行わざるを得ない立場にあったことなどに着目し、「本件取引は、金銭消費貸借契約に準じるもの」であり、「利息制限法 1 条の類推適用を受ける」と判示した。

ただし、XY 間における本件取引が実質的には金銭消費貸借契約であることを前提として、本件取引が暴利行為に該当し、公序良俗に反して無効であるとする X の主張については、これを排斥し、本件取引の効力について、「XY 間における本件取引全部が暴利行為であったとまではいえず、無効と

も解されない」と判示した。本件取引が暴利行為に該当しない理由として、本判決は、① X が、60 万円を受領する代わりに、所定の期限には 100 万円を支払わなければならないと知って一旦は、Y との取引を断ったが、再考した結果、Y との取引を開始したことに鑑みると、Y の代表者が X の代表者の軽率さや取引についての経験のなさに乗じたとは認められないこと、② 本件取引により、最終回に X が Y から受領した金員を除いても、X が Y から受け取ったのが約 3049 万円であるのに対して、X が Y に支払ったのは 3791 万円であることに鑑みると、利息が著しく高利であったとも認められないことの 2 点を指摘している。

### 三、裁判例②－事業者間におけるファクタリング取引が債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約に該当しないとされた事例（東京地判令和 2 年 9 月 18 日金法 2176 号 68 頁）

#### （一）、事案の概要

本件のうち本訴は、主に、運送業等を営む株式会社である原告 X が、ファクタリング業に関する業務等を目的とする株式会社である被告 Y1 および Y2 との間で締結したファクタリング契約は、X の売掛債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、実質利率が出資法の上限金利を超えるなどの理由から、公序良俗違反または貸金業法 42 条 1 項により無効であると主張して、不当利得返還請求として、① Y1 に対し、132 万円およびこれに対する利息金の支払いを、② Y2 に対し、125 万円およびこれに対する利息金の支払いを求めた事案である。

これに対して、反訴 1 は、Y1 が、ファクタリング契約と同時に譲渡債権について Y1 から債権回収業務の委託を受けた X が回収した取立金を引き渡す義務の履行を怠ったと主張して、X に対し、取立金の引渡請求として、

125万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。また、反訴 2 は、Y2 が、ファクタリング契約に基づいて X が代理受領した取立金を Y2 に引き渡す義務の履行を怠ったと主張して、X に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として、125万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

## (二)、事実関係

### 1、当事者の属性

前記（一）のとおり、原告 X は、運送業等を営む株式会社である。また、被告 Y1 および Y2 は、いずれもファクタリングに関する業務を目的とする株式会社である。

### 2、X と Y1 との間における取引の経緯および詳細

- (1) Y1 は、そのホームページにおいて、Y1 が扱うファクタリング取引のうち、債権譲渡当事者間の二者間のファクタリング契約を選択すれば、第三債務者に対する通知なしに実行が可能であるとし、債権譲渡登記についても、登記書類作成後、Y1 において手続きを留保することができるとしていた。Y1 のホームページを見た X は、Y1 に連絡を取り、二者間のファクタリング契約<sup>19</sup>を希望した。
- (2) X は、Y1 との間で、X の売掛債権を Y1 が買い受ける旨の売掛債権売買契約書および X が当該債権の取立金を代理受領して速やかに Y1 に引き渡す旨の業務委託契約書を作成した（以下、「本件 Y1 契約」とい

---

19 本判決の掲載誌の囲み解説（金融法務事情 2176 号（2021 年）68 頁以下、とりわけ 68～69 頁）によれば、債権買取型ファクタリングには、二者間ファクタリングと三者間ファクタリングがあり、前者は、債務者対抗要件を具備せずに、債権の譲渡人であるクライアントが譲受人であるファクターの委託を受けて債権の回収を図るものであるのに対して、後者では、債務者対抗要件を具備して、ファクターが債権の回収を図るものである。

う。)。なお、X は、Y1 契約に伴い、対抗要件具備のための債権譲渡通知書を作成したうえで、債権譲渡通知の委任状を Y1 に交付したものの、その一方で、債権譲渡通知を行うと X の資金繰りや運営に支障を来すなどの理由が記載された申入書を Y1 に差し入れていたため、Y1 は、基本的に当該通知を猶予していた。ただし、一部の譲渡債権については、支払期日を経過しても X から取立金が引き渡されなかったため、X の受託者として第三債務者に対して債権譲渡通知を行った。

- (3) X は、平成 30 年 12 月 28 日までに、Y1 に譲渡済みの売掛債権合計 125 万円を第三債務者から回収しているが、これを Y1 に交付していない。

### 3、X と Y2 との間における取引の経緯および詳細

- (1) Y2 は、そのホームページにおいて、二者間のファクタリング契約を推奨しており、その場合は、取引先である第三債務者への通知をすることはなく、また、債権譲渡登記についても、原則必要がないとしていた。Y2 のホームページを見た X は、Y2 に連絡を取り、第三債務者への通知が不要な二者間のファクタリング契約を希望した。
- (2) 平成 30 年 4 月 12 日、X は、Y2 との間で、Y2 が X の債権を買い取る一方で、X がその取立金を代理受領して直ちに Y2 に引き渡す旨のファクタリング基本契約を締結した(以下、「Y2 基本契約」という。)。その後、X および Y2 は、Y2 基本契約に従って個別取引を行い、X は、Y2 から売買代金名目で金員を受領し、Y2 に対し、取立金名目で金員を交付した(以下、「本件 Y2 契約」という。)。なお、Y2 は、X が二者間ファクタリングを希望していたことから、対抗要件具備のための債権譲渡通知書を X から預かるなどしたうえで、第三債務者に対する対抗要件具備を猶予していたが、一部の譲渡債権については、支払期日を経過しても X から引き渡されなかったため、その後、第三債務者に対して債権譲渡通知を行った。



- (3) X は、平成 30 年 12 月 28 日までに、Y2 に譲渡済みの売掛債権合計 125 万円を第三債務者から回収しているが、これを Y2 に交付していない。

### (三)、裁判所の判断（本訴請求棄却、反訴請求認容）

#### 1、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約の法的性質および効力について

本件の主な争点は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約が公序良俗違反によって無効となるか否かである。

X は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約について、形式上は債権の売買契約の体裁をとっているが、当事者の意思を合理的に解釈すれば、その性質は債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約（又はそれに類似する契約）であるため、両契約は、貸金業法および出資法の適用対象であり、売買代金名目の貸付金と取立金名目の返済金との差額で計算される実質利率が出資法の上限利率（年 109.5%）を大幅に超過することから、公序良俗違反によって無効である、と主張した。

これに対して、Y1 は、本件 Y1 契約について、①形式として債権の売買であり、実質としても、第三債務者の債務不履行の危険を Y1 が負担していること、②契約書に従った売買代金の交付等がなされていること、③ Y1 は、業務委託契約に基づいて、X が第三債務者から回収した金員の引渡しを受けていること、④債権の額面と買い取り価格との間に利息とみられる比例関係はないこと、⑤ Y1 は、第三債務者の信用調査を行って買い取り価格を決定していること、⑥ Y1 は、X から債権譲渡通知を受領するなど対抗要件具備の準備をしていたことなどに鑑みると、債権の売買契約及び業務委託契約であって金銭消費貸借契約ではないと主張した。

また、Y2 は、本件 Y2 契約について、①債権の売買契約という形式が選択されていること、② Y2 は、償還請求権を有していないため第三債務者の無資力リスクを負っており、X による債権の買戻しなども予定されてい

いこと、③ Y2 は、買い取り時点で代金全額を交付していること、④ 対抗要件具備が猶予され、X による代理受領を許容したのは X の要望に従ったにすぎないことなどに鑑みると、債権の売買契約であって金銭消費貸借契約ではないと主張した。

この点について、本判決は、前提として、債権譲渡契約が担保目的であり、実質的に見て債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と認められる場合には、出資法および貸金業法における金銭の貸付け等に該当し、出資法および貸金業法の適用対象となることを明らかにした。そのうえで、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約が、出資法および貸金業法の適用対象となる契約であるか否か、公序良俗違反によって無効となるか否かについて、以下のように判示した。

#### (1)、本件 Y1 契約について

「① X 及び Y1 は、それぞれ独立した事業を行う会社であること、② 本件 Y1 契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、③ Y1 は、第三債務者に着目した審査基準を元に買取価格を決定していること<sup>20</sup>、④ Y1 が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、X に対する償還請求権を有するものではなく、X としても債権の買戻しを予定していないことが認められることからすれば、本件 Y1 契約は、独立した事業者である X 及び Y1 が、あえて債権の売買契約という法形式を選択していることに加え、実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが移転していると評価できる。」（下線は、筆者に

20 本判決が認定したところによれば、「Y1 は、債権の買取率決定のための審査基準を設けており、まず、①第三債務者の規模（上場企業か、非上場の場合には資本金がいくらか）を基準に 80% から 96% までの間で買取率を定め、そこから②第三債務者の継続年数、③対象債権に占める譲渡範囲の比率、④第三債務者の従業員数、⑤第三債務者と顧客との間の取引回数、⑥入金までの期間のほか、⑦架空債権や相殺の危険等をうかがわせるようなその他の事情をそれぞれ加点又は減点することにより債権の買取率を決定していた。もっとも、各担当者にも一定の裁量があるほか、代表取締役が特別な決裁を取ることで買取率を決定することも可能であった」。

よる。)

「そして、対抗要件具備についてみても、確かに、本件 Y1 契約について対抗要件具備が猶予され、X が取立金を代理受領することとされていたものの、同時に、かかる猶予は Y1 がいつでも撤回することができることとされ……、実際に債権譲渡通知書の作成等の債権譲渡通知の準備がなされており、Y1 の判断において通知可能であったこと……が認められることからすれば、Y1 の譲渡債権についての権利行使が制限されていたということもできない<sup>21</sup>。」

「さらに、本件 Y1 契約における売買代金は、概ね債権額面の 7 割から 8 割程度であるところ……、Y1 が第三債務者の無資力リスクを負っているにも関わらず、第三債務者に対する債権譲渡通知を留保する関係上、第三債務者に対する直接の信用調査が困難であることに照らすと、その差額は担保目的であることを推認させるような大幅なものということもできない。」(下線は、筆者による。)

「以上の事実を総合すると、本件 Y1 契約は担保の目的でなされたものとは認められないから、出資法及び貸金業法が適用される契約であるということとはできない。そして、その余に公序良俗違反と認めるに足りる確な

---

21 本件において、X は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約では、債権譲渡に関する対抗要件の具備が猶予され、譲渡人である X が債権回収を図ることとなっており、債権の移転が完全ではないため、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約は、債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と解すべきであると主張したが、本判決は、対抗要件の具備の有無は、「直ちに担保目的であることを推認させる事情であるとまでいうことはできない」との見解を示した。具体的には、①「債務者対抗要件である債権譲渡の通知・承諾については、法があえて債権譲渡登記制度を設けて第三者対抗要件のみを具備することを可能としたことからすれば、債権の真正売買を前提としても、債権譲渡通知・承諾が猶予されて原債権者が債権の回収を行うことは想定されている」こと、②「第三者対抗要件については、確かに、通常の債権の真正売買であれば、権利保全のため第三者対抗要件を具備すると考えられるものの、担保目的の譲渡の場合でも、その権利の保全のため、対抗要件を具備することが重要である点は異ならない」ことを論拠として、「これらの事実は債権譲渡が担保目的であるかどうかを推認させる一事情であるということではできても、直ちに担保目的であることを推認させる事情であるとまでいうことはできない」と判示した。

証拠はない。」(下線は、筆者による。)

(2)、本件 Y2 契約について

「① X 及び Y2 は、それぞれ独立した事業を行う会社であること、②本件 Y2 契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、③ Y2 が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、X に対する償還請求権を有するものではなく、X としても債権の買戻しを予定していないこと、④対抗要件具備にかかる猶予は Y2 がいつでも撤回することができることとされていたこと、⑤ Y2 は、一応譲渡債権について調査の上、概ね 8 割程度の買取率としていたことが認められることからすれば、本件 Y2 契約は、独立した事業者が形式的にも実質的にも債権に関するリスクを債権の売買により移転したものと見え、担保目的でなされたものと認めることはできない。」(下線は、筆者による。)

「本件 Y2 契約が出資法及び貸金業法が適用される契約であるということとはできないし、その余に公序良俗違反を認めるに足りる的確な証拠もない」。

2、そのほかの争点

前記 1 のとおり、本判決は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約の法的性質について、いずれの契約も担保目的でなされたものとは認められず、出資法および貸金業法が適用される契約であるということとはできないと判断したうえで、両契約の効力については、公序良俗違反を認めることはできない、と判示した。なお、X は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約の効力について、貸金業法の適用があることを前提に、両契約の実質利率が年 109.5% を大幅に超過するものであるとして、貸金業法 42 条 1 項による無効も主張したが、本判決は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約について貸金業法の適用がないことを理由に、これを排斥した。

そのほか、本件では、ファクタリング業者である Y1 が X との取引履歴

を開示しなかったことが、貸金業者としての取引履歴開示義務違反および提訴前照会への回答義務違反として不法行為を構成するか否かも争われた。この点について、本判決は、第一に、「本件 Y1 契約に貸金業法の適用はないから、Y1 に貸金業者としての取引開示義務があったとは認められない」こと、第二に、「提訴前照会に関して相手方が回答義務を負う場合であっても、その義務は訴訟法上のものにとどまるから、回答しなかったことをもって直ちに不法行為を構成するとはいえず、「本件において、X はすべての本件 Y1 契約に関する詳細及び関係事項等の照会をしていたところ……、Y1 は、本件 Y1 契約に係る契約書は X も所持していたことに鑑みて回答しなかった」ことを理由に、「Y1 に不法行為法上の義務違反があるとまでは認められない」と判示した。

結論として、本判決は、X による本訴請求には、いずれも理由がないとの判断を下した一方で、Y1 および Y2 による反訴請求には、いずれも理由があるとして、X に対して、第三債務者から代理受領して Y1 および Y2 に引き渡すべきとの約定がある取立金のうち、まだ Y1 および Y2 に引き渡していない各 125 万円およびこれに対する遅延損害金を Y1 および Y2 に支払うよう命じた。

#### (四)、小括

本件も、前記二の裁判例①と同様に、主に、運送業等を営む株式会社 X と、ファクタリングに関する業務を目的とする Y1 および Y2 との間におけるファクタリング取引（本件 Y1 契約および本件 Y2 契約）の法的性質および効力が問題となった事案である。

ただし、裁判例①が、当事者間におけるファクタリング取引の実質について、「金銭消費貸借契約に準じるもの」であると判示したのに対して、本判決は、本件 Y1 契約および本件 Y2 契約は、いずれも「担保目的でなされ

たものと認めることはできない」と判示し、その実質について、債権の真正売買であると解した。本件 Y1 契約について、担保目的でなされたものとは認められない理由として、本判決は、(ア) 独立した事業者である X および Y1 があえて債権の売買契約という法形式を選択していること、(イ) 実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが Y1 に移転していること、(ウ) Y1 の判断で第三債務者に対する債権譲渡通知が可能であったことからすると、譲渡債権について、Y1 の権利行使が制限されていたとはいえないこと、(エ) 売買代金がおおむね債権額面の 7 割から 8 割程度であり、債権額面と売買代金の差額が担保目的であることを推認させるほど大幅なものではないことなどを挙げている。また、本件 Y2 契約については、(ア) X および Y2 は、それぞれ独立した事業を行う会社であること、(イ) 債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、(ウ) Y2 が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負っていること、(エ) 対抗要件具備の猶予は、いつでも Y2 が撤回できるとされていたこと、(オ) Y2 は、一応譲渡債権について調査したうえで、おおむね 8 割程度の買取率としていたことなどを挙げている。

#### 四、裁判例③－事業者間のファクタリング取引における債権譲渡が公序良俗違反によって無効とされた事例（旭川地判令和 3 年 10 月 1 日（LEX/DB 文献番号 25591082））

##### （一）、事案の概要

本件は、北海道名寄市の第三セクターである原告 X において支配人の肩書きを有していた A が、X の資金繰りに困って、ファクタリング取引等を業とする被告 Y との間で、「X の北海道および名寄市に対する指定管理料の請求権等を Y に譲渡し、弁済期までに買い戻す」という内容の取引を繰り返していたところ、Y が、9 度目の取引で譲り受けた 5 つの債権について、X の債務者である北海道および名寄市に対して、債権譲渡通知をすると

もに、債権譲渡登記を行ったことにより、北海道および名寄市が、債権者不確知を供託原因として、各債権の弁済金を供託したため、X が、A によって Y との間で締結された債権譲渡契約は無効であるなどと主張して、Y に対して、①民法 703 条に基づいて、X が Y から受領した譲渡代金と X が Y に交付した買戻代金との差額である約 556 万円およびこれに対する遅延損害金の支払い、② X が本件各供託金の還付請求権を有することの確認等を求めた事案である（第 1 事件）。これに対して、Y は、各債権譲渡契約が有効であることを前提として、Y が本件各供託金の還付請求権を有することの確認を求めた（第 2 事件）。

## （二）、事実関係

### 1、当事者の属性

前記（一）のとおり、原告 X は、公共施設の管理等を行う北海道名寄市の第三セクターである。A は、X の支配人としての肩書きを有していた者であり、B は、X の代表取締役である。また、被告 Y は、ファクタリング取引等を業とする株式会社であり、C は、Y の支配人である。

### 2、X と Y との間における取引の経緯および詳細

- (1) 平成 28 年 5 月、A は、X の支配人に就任したが、X の経営状態が赤字であったため、A は、黒字であるように粉飾決算をした。
- (2) 平成 30 年 5 月、X の運転資金を調達する必要に迫られた A は、インターネット検索を通して、ファクタリング業を営む Y のことを知り、B の承諾を得ることなく、Y に対して、備考欄に「2 社間取引でお願いします」と付記したうえで、名寄市に対する債権の買取りを希望する旨の売掛債権売買（ファクタリング）申込書等を差し入れた。なお、Y のホームページには、資金調達を迅速に行う方法としてファクタリングが紹

介されており、ファクタリングには2社間取引と3者間取引があること、Yにおいては、取引先に知られることなく、信用問題に発展しない2社間取引の利用が多数であることなどが記載されていたことに加えて、Yに売掛金債権を譲渡した顧客が、取引先から売掛金の支払を受けた後にYに支払うという2社間取引の仕組みが図示されていた。

- (3) 同月30日、Aは、Yとの間で、XYを当事者とする債権譲渡に関する基本契約（以下、「本件基本契約」という。）を締結し、契約書には、Xの代表者名で記名・押印した。
- (4) 同日、Aは、本件基本契約に基づき、名寄市に対する業務委託費請求権をYに譲渡する旨の債権譲渡契約を締結し、買取申込書には、Cの指示通りに、譲渡対象債権の内容や譲渡金額等を記載し、「買取の条件」欄には、買戻期限および買戻代金を定めた買戻しの希望を記載した（以下、「本件債権譲渡1」という。）。
- (5) Aは、それ以降も、Xの運転資金が不足すると、Bの承諾を得ることなく、Cの指示通りに譲渡対象債権の内容や譲渡代金等を記載した買取申込書を作成して交付し、同年6月から平成31年3月にかけて債権譲渡契約を締結した（以下、「本件債権譲渡2～8」という。）。なお、本件債権譲渡2～8も、本件債権譲渡1と同様に、買取申込書の「買取の条件」欄に、買戻期限および買戻代金を定めた買戻しの希望が記載されており、本件債権譲渡1～8の各買取申込書の「買取の条件」欄に記載された買戻代金の合計額は、いずれも各債権譲渡の目的となる債権の買取対象の額面金額と一致していた。また、本件債権譲渡1～8は、買取対象とされた債権の額面金額の範囲内で、Yが回収しやすさを勘案して各譲受債権のいずれからでも自由に回収できるものとして契約が締結されており、本件債権譲渡1～8で譲渡された債権の額面金額とYから支払われる譲渡代金との差額の割合（割引率）は、およそ18%～33%程度であった。さらに、買取対象とされた債権の額面金



額および譲渡代金は、Aが必要とする資金の額に応じて、Yが一方的に決めたものであった。

- (6) Aは、本件債権譲渡1～5については、債権の買戻代金を買戻期限内にYに支払ったが、本件債権譲渡6～8については、買戻期限までに買戻代金の全額を用意することができなかった。
- (7) 平成31年4月27日（本件債権譲渡8の買戻期限の翌日）、Aは、Bの承諾を得ることなく、Cに指示された通りに譲渡対象債権の内容や譲渡代金等を記載した買取申込書を作成して交付し、本件債権譲渡9を締結した。本件債権譲渡9の買取申込書の「売却の条件」欄には、①本件各債権を買い戻すまで債務者に対する通知の猶予を求める旨、②本件各債権の譲渡代金については、本件債権譲渡6の一部および本件債権譲渡7、8における債権全部の買戻代金と対当額で相殺することを求める旨等が記載されていた。また、本件債権譲渡9における譲渡債権の割引率は約33%であった。なお、本件債権譲渡1～9は、いずれも複数の債権を譲渡するものであり、本件債権譲渡9の申込書には、譲渡の目的となる債権ごとに債務者、債権の種類、債権額、買取対象の額面金額、約定支払期限および譲渡金額が記載されていたが、本件債権譲渡1～8の申込書では、買取対象の額面金額および譲渡金額については、複数の債権を一括した金額のみが記載されていた。
- (8) 令和元年5月30日、Cは、Yの代表者からの指示を受けて、事前にAに告げることなく、北海道および名寄市に対する債権譲渡通知を行うとともに、本件各債権に関する債権譲渡登記を行った。北海道および名寄市は、本件各債権について、債権者不確知を理由として、本件各供託金（合計6055万円）の供託をした。なお、本件各債権譲渡の対象とされた北海道および名寄市に対する債権には、譲渡禁止特約が付されていた。

### (三)、裁判所の判断（一部認容、一部棄却）

本件では、主として、XY間でファクタリング取引として行われた本件各債権譲渡について、その実質が金銭消費貸借であるか否か、金銭消費貸借である場合には、貸金業法違反または公序良俗違反によって無効となるか否かが争われた<sup>22</sup>。

Xは、本件各債権譲渡について、その実質は金銭消費貸借であり、出資法5条に違反する年244パーセント以上の利率となるため、貸金業法違反または公序良俗違反により無効となるものであり、仮にすべてが無効とならない場合であっても、利息制限法違反となる部分は無効であると主張した。

これに対して、Yは、本件各債権譲渡は、形式的にも実質的にも債権譲渡契約であるため、有効であるとして、Xの主張を争った。

本判決は、本件各債権譲渡のうち、本件債権譲渡1～8の法的性質および効力について、以下のように判示した。なお、本件債権譲渡9については、これに先立ち、Aの無権代理によるものであり、Xへの効果帰属が否定されるとの理由により、Xが本件各供託金の還付請求権を有するとの判断が下されている。

#### 1、本件各債権譲渡の法的性質について－金銭消費貸借に当たるか否か

「本件各債権譲渡に係る申込書には、「買取の条件」欄に買戻期限及び買戻代金が具体的に記載されてはいるものの、同期限まで「債務者への通知を控

22 本件において、Xは、本件各債権譲渡の法的性質および効力に関する主張に先立ち、本件債権譲渡1～8については、譲渡対象となる債権が不特定であることを理由として、不成立であると主張した。しかし、本判決は、「本件債権譲渡1～8に係る各買取申込書……には、譲渡の対象となる各債権について、債務者、債権の種類、債権額及び約定支払日が記載されており、譲渡対象となる債権自体の特定に欠けるところはなく、「本件債権譲渡1～8は、Yの選択により各譲受債権の中から買取対象の額面金額の範囲内で自由に回収できる契約であったと認められるから、譲渡の目的となる債権ごとに個別に買取対象となる額面金額及び譲渡代金が定められていないことをもって、譲渡対象が不特定であるとはいえない」として、Xの主張を否定した。

えてもらうことを希望します」と記載されているにすぎず、その文言に照らして、X に買戻義務を課す趣旨と解することは困難である。加えて、……買戻しを希望していたのは専ら A の側であったと認められ、C が本件各債権譲渡に応じる条件として、債権の買戻しを求めたと認めるに足りる証拠もないから、本件各債権譲渡において、X による債権の買戻しが条件となっていたとまでは認められない。したがって、本件各債権譲渡において X が譲渡した債権を買い戻す法的義務を負っていたとは認められず、本件各債権譲渡が直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない。」(下線は、筆者による。)

## 2、本件債権譲渡 1～8 の法的性質について - 金銭消費貸借に近い経済的機能を有するか否か

「①本件債権譲渡 1～8 については、譲渡の目的となる債権ごとに対象となる額面金額及び譲渡金額が特定されておらず、Y が実際に債権譲渡通知を行うとすれば、債務者及び債権額を特定する作業が必要となること、② A から債務者に通知をしないで欲しい旨の要望が出され、C の指示の下で、各買取申込書に買戻期限及び買戻代金が具体的に記載され、Y も債権譲渡通知及び債権譲渡登記をしていないこと、③……本件債権譲渡 1～5 については、譲渡の目的となる債権の約定支払日と買戻期限の一部が一致しており、X が名寄市又は北海道から譲渡債権の弁済を受けて買戻代金を支払うことが可能であったこと、④ Y に譲渡された名寄市及び北海道に対する債権にいずれも譲渡禁止特約が付されていたこと……などからすれば、Y は、本件債権譲渡 1～8 に係る債権について、直接、名寄市及び北海道から回収することを予定しておらず、X から買戻代金が支払われることを前提として取引に及んだものとみることができ、Y に譲渡された債権は、実質的に X から買戻代金が支払わない場合の担保としての機能を果たしていたと認められる」(記号および下線は、筆者による。)

「A は、X の粉飾決算をしていたことなどから、B に融資を受けることを

相談することができずに、インターネットで知ったYとの間で、本件各債権譲渡を締結したものであるが、……本件債権譲渡1～8で譲渡された債権は、Xが指定管理者として管理運営する公共施設の指定委託管理料の請求権であり、いずれも譲渡禁止特約が付されていたことからすれば、Aがこれらを第三者に譲渡したことが発覚した場合、名寄市の第3セクターであるXの施設管理者としての信頼を大きく損なうことになるとともに、当該施設の利用者をはじめとする地域社会に与える影響も大きく、Xがそのまま事業を継続することが困難な事態になることも容易に想定されるところであるから、Aは、本件債権譲渡1～8を締結するに当たり、何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻し、名寄市や北海道に知られることなく資金調達をして、目前の窮状を免れようとしていたと認められる。」(下線は、筆者による。)

「他方、Yについても、Aから粉飾決算等の詳しい事情までは聞いていなかったとはいえ、Xが指定管理者として公共施設の管理運営をしていること、本件債権譲渡1～8の対象債権が指定委託管理料の請求権であることは当然に認識しており、……譲渡禁止特約が付されていることも認識していたと推認されるから、Aが、Xの資金繰りに窮し、譲渡禁止特約のある指定委託管理料の請求権を譲渡せざるを得ない状況に追い込まれており、その発覚を避けるために何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであることを認識していたと認められる」(下線は、筆者による。)

「これらの事情に照らすと、本件債権譲渡1～8について、Xによる譲渡債権の買い戻しが法的義務であったとは認められないものの、Aは、Xの資金調達の手段として金融機関から融資を受ける代わりに締結したもので、何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであり、Yもこれを認識した上で、Xから買戻代金の支払を受ける前提であったと認められるから、本件債権譲渡1～8は、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価される。」(下線は、筆者による。)

3、本件債権譲渡 1～8 の効力－貸金業法違反または公序良俗違反により無効となるか否か

「本件債権譲渡 1～8 は、いずれも譲渡対象債権を額面金額よりも低い金額で Y に譲渡するものであり、X が支払う買戻代金の合計額は譲渡対象債権の額面金額に一致していたことから、……事実上の機能が金銭消費貸借に近いものであることを考慮して、各契約ごとに譲渡代金と買戻金額の差額を最終の買戻期限までの日数に基づいて利息として計算した場合、最も低い本件債権譲渡 1 については年利 88.86% にとどまるものの、本件債権譲渡 2～8 については、年利 190.12%（本件債権譲渡 6）～約 368.68%（本件債権譲渡 2）となり、出資法 5 条 3 項が業として金銭の貸付けを行う者に対して特に重い罰則をもって禁止している上限利率（109.5%）を大きく超えており、X が買戻期限までに全額を買戻しをすることを前提とした場合、Y は短期間で極めて高額利益を得ることになる。」（下線は、筆者による。）

「本件債権譲渡 1～8 は、いずれも地方公共団体に対する指定委託管理料の請求権を対象とするものであって、債務者の信用リスクは低かった上、額面金額の合計が買取対象の額面額を超過する複数の債権を包括的に譲渡するもので、Y はそのいずれの債権からも買取対象の額面金額の範囲内で自由に回収し得るとされていたことなどに照らすと、Y が上記高額利益を得ることに見合う回収リスクを負担していると評価することはできない。加えて、本件各債権譲渡 1～8 に係る譲渡対象の額面金額及び譲渡代金等は、A の資金需要に応じて、Y が一方的に決定したもので、交渉の余地はなく、A は、資金調達のためから、C に言われるままに応じていたと認められる。Y から割引率を決める際の基準等は明らかにされておらず、本件記録によっても、本件債権譲渡 1 に比して本件債権譲渡 2～8 の割引率が相当高率になっている理由は明らかとはいえない。」（下線は、筆者による。）

「Y は、A が X の資金繰りに窮し、譲渡禁止特約のある指定委託管理料を譲渡せざるを得ない状況にあり、何としても買戻期限までに譲渡債権を

買戻して、その発覚を避けたいとの意向を有していることを十分に認識しながら、これに乗じて、実際にYが負担する回収リスクに見合わない高い割引率を一方向的に設定して了承させ、事実上、Xに譲受債権を額面金額で買戻すことを余儀なくさせたということができ、双方当事者の意図やその事実上の機能等に照らして、……年利換算をした場合に出資法5条3項の上限利率を大幅に超える割引率を定めた本件債権譲渡2～8については、Yが、Aの急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものと評価すべきであるから、公序良俗に反し、無効である。」（下線は、筆者による。）

#### 4、Yの不当利得額

前記1～3のとおり、本判決は、本件債権譲渡1～8の法的性質について、「事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していた」と評価したうえで、出資法5条3項の上限利率を大幅に超える割引率を定めた本件債権譲渡2～8の効力については、「公序良俗に反し、無効である」と判示した<sup>23</sup>。本件債権譲渡2～8が無効になると、Yは、YがXに交付した譲渡代金（合計8713万円）と、XがYに交付した買戻代金（合

---

23 本件において、Xは、本件各債権譲渡の効力を否定するために、その法的性質および効力を争ったほか、本件各債権譲渡の対象となった債権に、債権譲渡禁止特約が付されていたことを理由として、本件各債権譲渡契約は、債権譲渡禁止特約に反して無効であるとも主張した。前記3のとおり、本件債権譲渡1については、公序良俗違反による無効が認められなかったため、本判決は、本件債権譲渡1についてのみ、債権譲渡禁止特約に反して無効であるか否かを判断した。その判断に際して、本判決は、まず、最判平成21年3月27日民集63巻3号449頁を根拠に、「本件債権譲渡1は、Xが、Yに対し、譲渡制限特約に反して債権を譲渡したものであるから、譲渡の無効を主張する独自の利益を有していると認められるか、債務者である名寄市に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り、その無効を主張することは許されない」ことを確認した。そのうえで、「本件債権譲渡1はAの無権代理によるものであるが、会社法13条によってYが保護される以上、このことのみからXに譲渡の無効を主張する独自の利益があるとはいえない」こと、「本件債権譲渡1に係る債権は、既にAによって買戻され、名寄市からXに弁済されて消滅しているから、名寄市が本件債権譲渡1の無効を主張する利益を有するともいえない」ことを理由に、「Xは、本件債権譲渡1について、譲渡禁止特約違反を理由とする無効を主張することはできない」と判示し、Xの主張を排斥した。

計約 8909 万円) の差額 (約 196 万円) を、法律上の原因なく得ていることとなるため、本判決は、Y に対し、約 196 万円を不当利得として X に返還するよう命じた。

#### (四)、小括<sup>24</sup>

本件は、主に、北海道や名寄市等に対して複数の金銭債権を有する X と、ファクタリング取引を業として行う Y との間において、ファクタリング取引として複数回にわたって行われた本件各債権譲渡が、貸金業法違反または公序良俗違反によって無効となるかが争われた事案である。本判決は、XY 間のファクタリング取引における債権譲渡について、金銭消費貸借には該当しないとしつつも、事実上、金銭消費貸借に近い経済的機能を有すると認定した点において、前記の裁判例①と類似しているが、本件債権譲渡 1～9 のうち、本件債権譲渡 2～8 について公序良俗に反すると認定しており、その効力を否定した点で、裁判例①とは結論を異にするものである。

前記 (三) のとおり、本判決は、本件債権譲渡 1～8 が貸金業法違反または公序良俗違反によって無効となるか否かの判断に先立ち、本件債権譲

---

24 金安妮「判批」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 民法 (財産法) No.226 (2022 年 3 月) 3～4 頁参照。なお、筆者は、当該判例評釈の中で、「本件債権譲渡 9 については、A の無権代理によるものであり、X への効果帰属が否定されるとして、X が本件各供託金の還付請求権を有するとの結論に至っているため、金銭消費貸借の該当性などに関する判断はなされていない」と述べたが、正確には、本判決は、「本件各債権譲渡において X が譲渡した債権を買い戻す法的義務を負っていたとは認められず、本件各債権譲渡が直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」と判示したうえで、本件債権譲渡 1～8 について、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有するか否かを判断している。たしかに、本件各債権譲渡の法的性質に関する判断に先立ち、本判決は、「本件債権譲渡 9 は A の無権代理によるもので、X にその効果が帰属しないから、その他の争点を検討するまでもなく、本件各供託金の還付請求権は X が有する」と判示しているが、「直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」とされた本件各債権譲渡には、本件債権譲渡 9 も含まれると考えられるため、本件債権譲渡 9 については、金銭消費貸借に該当するか否かに関する判断は示されているものの、金銭消費貸借に近い経済的機能を有するか否かに関する判断は示されていない、と解するべきであるように思われる。

渡1～8の法的性質について、金銭消費貸借に該当するか否かを検討し、金銭消費貸借に該当しないことを前提として、金銭消費貸借に近い経済的機能を有するか否かを検討している。

まず、本件各債権譲渡が金銭消費貸借に該当するか否かを検討するにあたって、本判決は、(ア)本件各債権譲渡の申込書には、買戻期限および買戻代金を定めた買戻しの希望が記載されているにすぎないこと、(イ)譲渡債権の買戻しを希望していたのはもっぱらAの側であったことなどに着目し、Xが譲渡債権の買戻しに関する法的義務を負っていたとはいえないとして、「本件各債権譲渡が直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」と判示した。

次に、本件債権譲渡1～8が金銭消費貸借に近い経済的機能を有するか否かを判断するにあたって、本判決は、(ア)本件債権譲渡1～8では、譲渡の目的となる債権ごとを買取対象となる額面金額および譲渡金額が特定されておらず、Yが実際に債権譲渡通知を行うためには、債務者および債権額の特定が必要となること、(イ)Yが債権譲渡通知および債権譲渡登記をしていないこと、(ウ)本件債権譲渡1～5については、譲渡債権の約定支払日と買戻期限の一部が一致しており、名寄市または北海道から弁済を受けたうえで、Xが買戻代金を支払うことが可能であったこと、(エ)Yに譲渡された名寄市および北海道に対する債権には、いずれも譲渡禁止特約が付されていたことなどに依拠して、「Yは、本件債権譲渡1～8に係る債権について、直接、名寄市及び北海道から回収することを予定しておらず、Xから買戻代金が支払われることを前提として取引に及んだものとみることができ、Yに譲渡された債権は、実質的にXから買戻代金が支払われない場合の担保としての機能を果たしていた」と判示した。加えて、本判決は、(ア)本件債権譲渡1～8を締結するにあたり、Aが、買戻期限までに譲渡債権を買い戻し、名寄市や北海道に知られることなく資金調達をしようとしていたこと、(イ)Yも、AがXの資金繰りに困って、譲渡禁止特約のあ



る指定委託管理料の請求権を譲渡せざるを得ない状況に追い込まれており、その発覚を避けるためにも買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであることを認識していたことなどにも着目し、「本件債権譲渡 1～8 は、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価される」との判断を示した。

そして、本判決は、本件債権譲渡 1～8 が、事実上、金銭消費貸借に近い経済的機能を有することを前提として、本件債権譲渡 1～8 によって Y が取得した利益（Y が X に支払った譲渡代金と、X が Y に支払った買戻金額との差額）を利息として計算すると、本件債権譲渡 2～8 については、（ア）出資法 5 条 3 項の上限利率（109.5%）を大幅に超える年利 190.12%～約 368.68% となること、（イ）Y が高額の利益を得ることに見合う回収リスクを負担していないこと、（ウ）Y が、譲渡対象債権の額面金額および譲渡代金等（Y の回収リスクに見合わない高い割引率）を一方的に決定して了承させ、X に譲渡対象債権を額面金額で買い戻すことを余儀なくさせたことなどを理由に、「Y が、A の急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものと評価すべきであるから、公序良俗に反し、無効である」との結論を導いた。

## 五、分析－ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質等に関する近時の裁判例の動向

### （一）、結論における 3 つの裁判例の相違点

前記二～四で取り上げた 3 つの裁判例は、いずれも事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質および効力が争われた事案である。

まず、裁判例①におけるファクタリング取引は、運送業等を目的とする会社である X と、ファクタリング業等を目的とする会社である Y との間で、X の運送料債権等を譲渡対象として行われたものであり、その法的性

質については、「金銭消費貸借契約に準じるもの」であるとの判断が示された。ただし、金銭消費貸借契約に準じる当該取引の効力については、つまり、当該取引が暴利行為として公序良俗違反によって無効となるか否かについては、「XY 間における本件取引全部が暴利行為であったとまではいえず、無効とも解されない」との判断が示された。

次に、裁判例②における2つのファクタリング取引もまた、裁判例①と同様に、運送業等を営む株式会社 X と、ファクタリングに関する業務を目的とする Y1 および Y2 との間で行われたものであるが、当該取引における債権譲渡の法的性質については、いずれも「担保目的でなされたものと認めることはできない」として、債権の（真正）売買であるとの認定がなされた。また、当該取引における債権譲渡の効力についても、債権譲渡が担保目的でなされたものでない以上は、出資法および貸金業法の適用対象とならないため、公序良俗違反ないし貸金業法 42 条 1 項による無効を認めることはできない、との結論が導かれた。

そして、裁判例③におけるファクタリング取引は、北海道や名寄市等に対して複数の金銭債権を有する X と、ファクタリング取引を業として行う Y との間で行われたものであるが、XY 間において、ファクタリング取引として行われた9つの債権譲渡のうち、本件債権譲渡 1～8 の法的性質については、「直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」が、「事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していた」との評価が下された。そのうえで、本件債権譲渡 2～8 の効力については、「Y が、A の急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたもの」であるとして、裁判例①～③の中で、唯一、公序良俗違反によって無効であるとの判断が示された。

このように、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、裁判例①～③は、いずれも金銭消費貸借の該当性を否定したが、裁判例①と③が、「金銭消費貸借契約に準じるもの」ないし「事実上、譲渡

債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していた」と認定し、金銭消費貸借との類似性を肯定したのに対して、裁判例②は、「債権売買契約であった」と認定しており、結論を異にする。したがって、近時の下級審裁判例がどのような事情に着目して、債権の真正譲渡と譲渡債権を担保とする貸付けを区別しているのか、その動向を明らかにするにあたっては、裁判例①③と②において判断の基礎とされた事情を比較し、その相違点を把握することが有益であると考えられる。

なお、裁判例①と③は、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について金銭消費貸借との類似性を認めた点で共通するが、その先の債権譲渡の効力に関する判断では、裁判例①が公序良俗違反による無効を否定したのに対して、裁判例③は、取引における債権譲渡の多くについて公序良俗違反による無効を認めており、結論を異にするため、裁判例①と③の相違点についても付言する。

## (二)、裁判例①③と②の相違点

事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質に関する裁判例①③と②の相違点は、クライアントによる譲渡債権の買戻しに関する事情、譲渡代金の決定基準という2つの観点から把握することができる。

### 1、クライアントによる譲渡債権の買戻しに関する事情

第一に、クライアントによる譲渡債権の買戻しに関する事情に着目して、裁判例①～③を比較すると、まず、裁判例①におけるXY間の取引では、Xの有する運送料債権等をYが買い取り、後日、XがYから当該債権を買い戻すことが内容となっており、裁判例①は、XY間の債権譲渡について「金銭消費貸借に準じるもの」とであると判示した根拠の一つとして、「Xが買戻しを行わなかった場合には、譲渡債権の全額が回収できたときに初めて債

権譲渡代金全額の支払を受けるとか、債権の一定金額分のみ譲渡のために各債務者に債権譲渡通知が発送されてしまうとといった不利益を受けるから、本件取引においてXは、買戻しを行わざるを得ない立場にあった」ことを指摘している。

また、裁判例③のXY間における取引では、本件各債権譲渡の申込書の「買取の条件」欄に、Xによる買戻しの希望が記載されており、実際に、Xは、Yに譲渡した債権を繰り返し買い戻していた。裁判例③は、あくまでも「買取の条件」欄においてXによる買戻しの希望が記載されていたにすぎないこと、また、もっぱらAの側が買戻しを希望していたことなどに鑑みて、「Xに買戻義務を課す趣旨と解することは困難」であり、「本件各債権譲渡において、Xによる債権の買戻しが条件となっていたとまでは認められない」ため、「本件各債権譲渡においてXが譲渡した債権を買い戻す法的義務を負っていたとは認められ」ないとして、本件各債権譲渡の金銭消費貸借該当性を否定したが、「Aは、Xの資金調達的手段として金融機関から融資を受ける代わりに締結したもので、何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであり、Yもこれを認識した上で、Xから買戻代金の支払を受ける前提であった」ことを理由に、XY間における本件債権譲渡1～8について、「事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していた」との評価を下している。

これに対して、裁判例②における本件Y1契約と本件Y2契約では、Xによる買戻しは予定されておらず、裁判例②は、Xによる買戻しが予定されていないことを、譲渡債権に関する債務不履行リスクがY1およびY2に移転していることを基礎付けるための事情として、ひいては、当該契約が担保目的によるものであることを否定するための事情として位置付けている。

以上のように、裁判例①と③は、いずれもクライアントによる譲渡債権の買戻しが行われた事案であり、裁判例①は、クライアントが買戻しを行わざるを得ない立場にあったことを、裁判例③は、クライアントもファク

ターも、クライアントによる買戻しを前提として債権譲渡契約を締結していることを判断要素の一つとして、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借との類似性を肯定している。これに対して、裁判例②は、クライアントによる買戻しが予定されていないことを判断要素の一つとして、クライアントとファクターとの間における債権譲渡の担保目的を否定している。このような裁判例①③と②の相違点に着目するのであれば、近時の下級審裁判例は、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質を論じるにあたって、クライアントによる譲渡債権の買戻しに関する事情を判断要素の一つとして位置付けており、裁判例①と③のように、クライアントとファクターとの間において、債権譲渡とその買戻しを内容とする取引が繰り返されている事案に関しては、当該債権譲渡について金銭消費貸借との類似性を肯定する傾向にあると考えられる。

## 2、譲渡代金の決定基準

第二に、譲渡代金の決定基準という観点から、裁判例①～③を比較すると、まず、裁判例①は、XY間の取引において、平成26年6月までは、YがXに実際に支払う売買代金額はその一部だけで、残額は、Yが債権全額の弁済を受けることを条件として支払われることになっていたが、代金全額を支払うことはほぼ想定されておらず、本件取引の途中からは、譲渡された債権のうち破産等で回収不能となったものがあれば、さらに代金全額から減額することもできるとされており、同年7月以降は、そもそも弁済期で特定した本件債権の一部だけが譲渡の対象とされるようになっていたという事情に着目して、「債権を売買の対象としたとはいえ、その代金を一部しか支払わないで済むとか、債権のうち一定の金額分のみをあえて売買の対象とするなど、債権の額面とは無関係に金員の授受がなされていた」と認定している。

また、裁判例③は、XY間における本件債権譲渡1～8の法的性質を判断するにあたって、譲渡代金の決定基準について言及しているわけではないが、金銭消費貸借に近い経済的機能を有する本件債権譲渡1～8が公序良俗違反によって無効となるかどうかを判断するにあたって、「本件各債権譲渡1～8に係る譲渡対象の額面金額及び譲渡代金等は、Aの資金需要に応じて、Yが一方的に決定したもの」であり、「割引率を決める際の基準等は明らかにされて」いないことに言及している。

これに対して、裁判例②は、本件Y1契約の法的性質を論じるにあたって、Y1が債権の買取率を決定するために審査基準を設けていたことに鑑みて、「Y1は、第三債務者に着目した審査基準を元に取り価格を決定している」と評価しており、本件Y2契約についても、「Y2は、一応譲渡債権について調査の上、概ね8割程度の買取率としていた」と評価している。裁判例②が具体的にどのような事実に依拠して、Y2は、一応譲渡債権について調査していたとの判断を下したのかは、判決文からは必ずしも明らかではないが、認定事実によれば、本件Y2契約の3条1項には、「Y2は、Xから債権譲渡の申出を受けた場合には第三債務者に対する信用調査を行い、又は譲受けの可否等を決定するにつき相当な期間を設けることができる」旨の規定が置かれていた。

このように、裁判例①と③は、いずれもファクターからクライアントに対して支払われる譲渡代金の決定基準が必ずしも明確ではない事案であり、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借の類似性を肯定するにあたり、裁判例①は、「債権の額面とは無関係に金員の授受がなされていた」ことを指摘している。また、裁判例③は、金銭消費貸借の類似性を肯定した債権譲渡の効力を判断するにあたって、ファクタリング取引における債権譲渡にかかる譲渡対象の額面金額および譲渡代金等は、ファクターが「一方的に決定したもの」であり、「割引率を決める際の基準等は明らかにされて」いないことを指摘している。こ

れに対して、裁判例②は、金銭消費貸借の該当性を否定するにあたって、ファクターが「第三債務者に着目した審査基準を元買取価格を決定している」こと、「一応譲渡債権について調査の上、概ね 8 割程度の買取率としていた」ことを指摘している。このような裁判例①③と②の相違点に鑑みると、近時の下級審裁判例は、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質を検討するにあたって、譲渡代金の決定基準が示されているかどうか判断要素の一つとして位置付けており、裁判例①と③のように、ファクターがクライアントの債権を当該債権の額面金額よりも低い価額で譲り受けているにもかかわらず、その譲渡代金を決定するための基準が明確に示されていない事案に関しては、当該債権譲渡について金銭消費貸借との類似性を肯定する傾向にあるといえるのではないだろうか。

### (三)、裁判例①と③の相違点

裁判例①と③は、いずれも事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借との類似性を認めた事例であるが、裁判例①は、XY 間の債権譲渡が「金銭消費貸借に準じるもの」とであると判示しながらも、「利息制限法 1 条所定の制限利率の範囲内の部分を含め、本件取引全部が暴利行為であったとまではいえず、無効とも解されない」として、公序良俗違反による無効を否定した。これに対して、裁判例③は、XY 間における本件債権譲渡 1～8 について、「事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していた」と判示したうえで、「年利換算をした場合に出資法 5 条 3 項の上限利率を大幅に超える割引率を定めた本件債権譲渡 2～8 については、Y が、A の急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものと評価すべきであるから、公序良俗に反し、無効である」として、XY 間における 8 つの債権譲渡のうち、年利が出資法の上限利率である

109.5%を超える7つの債権譲渡について、公序良俗違反による無効を肯定している。

公序良俗違反の成否を判断するにあたって、裁判例①と③が着目した事情についてみると、裁判例①は、(ア) X代表者がY本店で説明を受け、60万円を受領する代わりに、所定の期限には100万円を支払わなければならないことを知って一旦は断ったにもかかわらず、再考した結果、Yとの取引を開始したこと、(イ) 本件取引により、最終回にXがYから受領した金員を除いても、Yから受け取ったのが3049万円余であるのに対し、Yに支払ったのは3791万円であることの2点を根拠に、公序良俗違反による無効を否定している。これに対して、裁判例③は、(ア) 本件債権譲渡2～8は、年利190.12%（本件債権譲渡6）～約368.68%（本件債権譲渡2）で、出資法5条3項の上限利率（109.5%）を大きく超えており、Xが買戻期限までに全額の買戻しをすることを前提とした場合、Yは短期間で極めて高額の利益を得ることになること、(イ) Yが高額の利益を得ることに見合う回収リスクを負担していないこと、(ウ) 本件各債権譲渡1～8に係る譲渡対象の額面金額および譲渡代金等は、Aの資金需要に応じて、Yが一方的に決定したものであること、(エ) Yが割引率を決める際の基準等は明らかにされていないことなどを根拠として、本件債権譲渡2～8について、「Yが、Aの急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたもの」であると評価し、公序良俗違反による無効を肯定している。

公序良俗違反の成否を判断するにあたって、裁判例①と③が基礎とした事情を比較すると、裁判例①は、クライアントとファクターとの間において、18回にわたって行われた債権譲渡とその買戻しについて、1回ごとに、クライアントからファクターに対して支払われた買戻代金と、ファクターからクライアントに支払われた譲渡代金との差額に基づいて、ファクターが取得した利益の利率を算出するのではなく、全18回を通して、クライアン



トがファクターに対して支払った買戻代金の総額(3791万円)と、ファクターがクライアントに対して支払った譲渡代金の総額(18回目の債権譲渡の譲渡代金を除いた約3049万円)の差額(約749万円)のみを算出し、これをファクターの利益として評価している。これに対して、裁判例③は、クライアントとファクターとの間で行われた9回の債権譲渡のうち、金銭消費貸借に近い経済的機能を有すると認定した8回の債権譲渡について、1回ごとに、譲渡代金と買戻代金の差額と最終の買戻期限までの日数に基づいて、ファクターが取得した利益の利率を算出している。その結果、初回の債権譲渡については、年利88.86%にとどまったが、残りの7回は、年利190.12%～年利約368.68%となったため、この7回の債権譲渡については、公序良俗違反によって無効であるとの判断を下している。

なお、仮に、クライアントとファクターとの間における債権譲渡とその買戻しの全部を通して、買戻代金の総額と譲渡代金の総額の差額を算出し、裁判例①と③において、それぞれのファクターが取得した利益を比較するのであれば、裁判例①については、最後の18回目の債権譲渡の譲渡代金も含めると、買戻代金の総額(3791万円)と譲渡代金の総額(約3299万円)の差額は、約492万円となる。また、裁判例③については、買戻代金(約1億859万円)と譲渡代金(1億303万円)の差額は、概算で約556万円となる。裁判例①と③におけるクライアントとファクターの取引期間は、いずれも約1年であるため、買戻代金の総額と譲渡代金の総額の差額という観点から、裁判例①と③においてファクターが取得した利益を評価するのであれば、いずれの事案においても、同程度の利益を取得しているということができるよう思われる。

以上のように、裁判例①と裁判例③には、裁判例①が買戻代金の総額と譲渡代金の総額の差額をファクターの利益として評価し、公序良俗違反による無効を否定したのに対して、裁判例③は、譲渡代金と買戻代金の差額と最終の買戻期限までの日数に基づいて、ファクターが取得した利益の利

率を算出して、公序良俗違反による無効を肯定したという相違点がある。買戻代金の総額と譲渡代金の総額の差額という観点から、裁判例①と③を比較すると、どちらもファクターが約1年間の取引で約492万円～約556万円という同程度の利益を得ている事案であるにもかかわらず、最終的に、公序良俗違反の成否に関する判断が分かれているのは、ファクターが取得した利益について、その利率を算出しているか否かに起因するものであると考えられる。

## 六、おわりに

### (一)、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質を論じる意義

これまで本稿で取り上げた債権買取型ファクタリングは、資金調達手段の一つとして、実務において重要な意義を有する取引である。債権買取型ファクタリングは、クライアントとファクターとの間における債権譲渡を中核とする取引であり、ファクターがクライアントに対して、譲渡代金を支払ったとしても、それはあくまでも債権譲渡の対価として支払われたものであるため、本来であれば、これを業として行う場合でも、貸金業法等の適用対象とはならない。しかし、実際の債権買取型ファクタリングの中には、貸金業法等の適用を回避するために、債権買取型ファクタリングを装った貸付けや、その実質が、債権の真正譲渡なのか貸付けなのか判断としないものもある。仮に、形式としては、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡であったとしても、その実質が貸付けである場合には、貸金業法等の適用対象となるため、ファクターの取得した利益の利率が、利息制限法1条所定の上限金利を超える場合には、その超過部分は無効となる。また、出資法5条3項所定の上限金利を超える場合には、貸金業法42条1項により、貸付けとしての実質を有する債権譲渡契約自体が無効と

なる。このように、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡については、当該債権譲渡に対する貸金業法等の適用の有無を判断するにあたって、その実質が、債権の真正譲渡なのか、それとも貸付けなのかを峻別しなければならないが、どのような基準ないし考慮要素に基づいて、両者を峻別するべきなのかが問題となる。

## (二)、近時の下級審裁判例の動向

そこで、本稿では、近時の下級審裁判例において、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質が争われた事案を対象に、その相違点を明らかにすることによって、あるファクタリング取引における債権譲渡が債権の真正譲渡なのか、それとも貸付けなのかを峻別するための考慮要素を見出すことを試みた。

前記五（一）で言及したように、ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質が争われた裁判例①～③は、いずれも金銭消費貸借の該当性を否定したが、裁判例①と③が、「金銭消費貸借契約に準じるもの」ないし「事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していた」と認定したのに対して、裁判例②は、「債権売買契約であった」と認定しており、結論を異にする。ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借との類似性を認めた裁判例①③と、金銭消費貸借該当性を否定した裁判例②を比較すると、第一に、裁判例①と③は、いずれもクライアントによる譲渡債権の買戻しが行われた事案であり、裁判例①は、クライアントが買戻しを行わざるを得ない立場にあったことを、裁判例③は、クライアントもファクターも、クライアントによる買戻しを前提として債権譲渡契約を締結していることを判断要素の一つとして金銭消費貸借との類似性を肯定しているのに対して、裁判例②は、クライアントによる買戻しが予定されていないことを判断要素の一つとして、クライア

ントとファクターとの間における債権譲渡の担保目的を否定している。第二に、裁判例①と③は、いずれもファクターからクライアントに対して支払われた譲渡代金の決定基準が必ずしも明確ではない事案であり、裁判例①が、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借の類似性を肯定するにあたり、「債権の額面とは無関係に金員の授受がなされていた」ことを指摘し、裁判例③が、債権譲渡に関する公序良俗違反の成否の判断に際して、ファクタリング取引における債権譲渡にかかる譲渡対象の額面金額および譲渡代金等は、ファクターが「一方的に決定したもの」であり、「割引率を決める際の基準等は明らかにされて」いないことを指摘しているのに対して、裁判例②は、金銭消費貸借の該当性を否定するにあたって、ファクターが「第三債務者に着目した審査基準を元に買取価格を決定している」こと、「一応譲渡債権について調査の上、概ね8割程度の買取率としていた」ことを指摘している。

このような裁判例①③と②の相違点に鑑みると、近時の下級審裁判例は、ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質を検討するにあたって、クライアントによる買戻しに関する事情と、譲渡代金の決定基準の明確性を判断要素としており、裁判例①と③のように、クライアントとファクターとの間において、債権譲渡とその買戻しを内容とする取引が繰り返されており、ファクターがクライアントの債権を当該債権の額面金額よりも低い価額で譲り受けているにもかかわらず、その譲渡代金を決定するための基準が明確に示されていない事案について、金銭消費貸借との類似性を認める傾向にある、と分析することができるように思われる。

### (三)、学説の見解

ここで、ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質に関する学説の議論に目を向けてみると、先行研究では、(ア) ファクターが、クライア

ントに対して償還請求権や買戻請求権を有しておらず、カスタマーの債務不履行リスクを完全に負担しているなどの事情が認められる場合には、債権の真正譲渡に該当するとの見解<sup>25</sup>をはじめ、(イ) ファクタリングの取引当事者が担保目的で債権を譲渡する意図を有しているか否か、譲渡債権に対する支配権がクライアントに残っているか否か、譲渡債権の経済的リスクをクライアントが負担しているか否か、被担保債権が存在するか否か、譲渡の対価が相当性を欠くか否か、という5つの観点から担保目的の有無を判断し、担保目的が認められる場合には、貸付けに該当する可能性があるとの見解<sup>26</sup>、(ウ) ファクターが譲渡債権の回収不能リスクを負担しているか否かが、債権の真正譲渡と貸付けを区別するためのもっとも明確なメルクマールであり、ファクターがクライアントに対して弁済受領を強制している場合には、貸付けの該当性を認める事情となりうるため、クライアントによる弁済受領の任意性も、貸付けと債権の真正譲渡を区別するための要素となりうるとの見解<sup>27</sup>などが示されている。ファクターが譲渡債権の回収不能リスクを負担しているか否かが、債権の真正譲渡と貸付けを区別するためのもっとも明確なメルクマールであるとの指摘に表れているように、先行研究における上記の学説は、いずれもファクターが譲渡債権に関する債務不履行リスクを負担しているか否かを、ファクタリング取引における債権譲渡の法的性質を判断するにあたって、債権の真正譲渡と貸付けを峻別するための考慮要素として位置付けている。

この点、前記(二)で分析したところによれば、裁判例①～③は、いずれも事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質を論じるにあたって、クライアントによる譲渡債権の買戻しに関する事情を判断要素の一つとして位置付けている。具体的には、裁判例①は、クライアント

---

25 村山・前掲注(4)72頁参照。

26 佐野・前掲注(2)37～41頁参照。

27 高尾・前掲注(3)154～156頁参照。

が買戻しを行わざるを得ない立場にあったことを、裁判例③は、クライアントもファクターも、クライアントによる買戻しを前提として債権譲渡契約を締結していることを判断要素の一つとして、金銭消費貸借との類似性を肯定したのに対して、裁判例②は、クライアントによる買戻しが予定されていないことを判断要素の一つとして、クライアントとファクターとの間における債権譲渡の担保目的を否定した。裁判例②において、クライアントによる買戻しが予定されていないことが、譲渡債権に関する債務不履行リスクがファクターに移転していることを基礎付けるための事実として、ひいては、当該契約が担保目的によるものであることを否定するための事実として評価されたことからわかるように、クライアントによる買戻しが予定されている場合には、仮に、クライアントからファクターに対して、債権が譲渡されたとしても、最終的には、当該債権を買い戻すクライアントが、当該債権に関する債務不履行リスクを負担することとなる可能性が高い。そうであるとすると、近時の下級審裁判例もまた、譲渡債権の債務不履行リスクがファクターに移転しているかどうかを判断するために、クライアントによる譲渡債権の買戻しに関する事情に着目しており、学説と同様に、譲渡債権に関する債務不履行リスクの移転の有無を、債権の真正譲渡と貸付けを峻別するための判断要素の一つとして位置付けていると考えられる。

#### (四)、残された課題

事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質が問題となった裁判例①～③は、前記(二)でも言及したように、債権の真正譲渡と貸付けを峻別するにあたって、クライアントによる買戻しに関する事情(譲渡債権に関する債務不履行リスクの移転の有無)と、譲渡代金の決定基準の明確性が考慮要素となりうることを示す事例として、重要な意義を有

する。また、クライアントによる買戻しに関する事情や譲渡代金の決定基準の明確性などに着目して、金銭消費貸借との類似性を肯定した裁判例①③も、金銭消費貸借該当性を否定した裁判例②も、クライアントとファクターとの間における債権譲渡の法的性質に関する判断は、適切なものであったと考えられる。

ただし、金銭消費貸借との類似性を肯定したうえで、債権譲渡の効力について、公序良俗違反による無効を否定した裁判例①の結論に関しては、再考の余地があるように思われる<sup>28</sup>。前記(三)で述べたように、仮に、クライアントとファクターとの間における債権譲渡とその買戻しの全部を通して、買戻代金の総額と譲渡代金の総額の差額を算出し、それをファクターの取得した利益として評価するのであれば、裁判例①と③は、どちらもファクターが約1年間の取引で約492万円～約556万円という同程度の利益を得ている事案である。そうであるにもかかわらず、裁判例③が、譲渡代金と買戻代金の差額と最終の買戻期限までの日数に基づいて、ファクターが取得した利益の利率を算出して、公序良俗違反による無効を肯定したのに対して、裁判例①は、買戻代金の総額と譲渡代金の総額の差額をファクターの利益として評価し、最終的に公序良俗違反による無効を否定しており、異なる結論を導いている。もちろん、裁判例①では、クライアントが取引の詳細を知って、一度は、ファクターとの取引を断ったものの、再考した結果、ファクターとの取引を開始したという固有の事情も勘案されているため、必ずしも裁判例③とまったく同じ事案であるとはいえない。しかし、

---

28 松岡・前掲注(18)97頁は、裁判例②が、著しい高利ではないことを理由に、XY間の債権譲渡契約を有効に認めたことについて、利率の評価が問題であると指摘しており、「本件契約は、著しい高利であり、出資法違反で刑事罰の対象となる。Xが受け取る売買代金額とXがYに支払った買戻代金額を比べ、債務者負担とされた登記費用を控除すると、約13か月の契約でXは約3300万円を受領して、468万円弱の利息相当額を払ったことになり、たしかに一見、それほどの高利ではないように見える。しかし、各月の「元本」は総受領額のおおむね10分の1以下であり、その利用可能であった期間は平均してほぼ30日であって、年利は200%を軽く超える」と述べている。

前記一（二）で言及したように、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借との類似性を認めることができるのであれば、当該債権譲渡は、貸金業法等の（類推）適用を受けると考えられるため、当該債権譲渡によって収受した利益が貸金業法12条の8第1項所定の利息に該当するときは、利息制限法1条の定めるところに従い、同条所定の上限金利（貸付額に応じて年15%～20%）を超過する部分は、無効となる。また、出資法5条3項の上限金利（年109.5%～109.8%）を超える割合による利息の契約をしたときは、貸金業法42条1項により、契約自体が無効となる。貸金業法42条1項が、出資法5条3項の上限金利を契約の効力を判断するための基準としていることに鑑みると、裁判例①も、裁判例③と同様に、クライアントとファクターとの間で行われた全18回の債権譲渡について、1回ごとに、譲渡代金と買戻代金の差額と買戻期限までの日数に基づいて、ファクターが取得した利益の利率を算出し、その利率が出資法5条3項の上限金利を超えるものであったかどうか、という観点から、金銭消費貸借に準じる債権譲渡の効力を判断すべきであったように思われる。したがって、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について、金銭消費貸借との類似性が認められる場合において、当該債権譲渡が公序良俗違反ないし貸金業法違反によって無効となるかどうか、その効力を判断するにあたっては、ファクターが取得した利益をどのように算出するべきなのか、という問題については、依然として議論の余地が残されているように思われる。